

令和元年関川村議会 6 月（第 4 回）定例会議会議録（第 1 号）

○議事日程

令和元年 6 月 6 日（木曜日） 午前 10 時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 報告第 7 号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
 - 第 6 報告第 8 号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
 - 第 7 議案第 41 号 関川村基金条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第 42 号 関川村長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第 43 号 関川村税条例の一部を改正する条例
 - 第 10 議案第 44 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 11 議案第 45 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
 - 第 12 議案第 46 号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第 2 号）
 - 第 13 議案第 47 号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 14 議案第 48 号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第 1 号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 7 号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 6 報告第 8 号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
- 第 7 議案第 41 号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 42 号 関川村長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 43 号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 44 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 45 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 46 号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 47 号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 4 議案第 4 8 号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（10名）

1 番	近	良	平	君	2 番	伊	藤	敏	哉	君
3 番	小	澤	仁	君	4 番	加	藤	和	泰	君
5 番	鈴	木	万寿夫	君	6 番	高	橋	忠	夫	君
7 番	高	橋	正之	君	8 番	菅	原		修	君
9 番	伝	信	男	君	10 番	平	田		広	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君		
副	村	長	宮	島	克己	君	
教	育	長	佐	藤	修	一	君
総務政策課	長	野	本			誠	君
住民税務課	長	渡	邊	浩		一	君
健康福祉課	長	佐	藤	充		代	君
農林課	長	富	樫	吉		栄	君
建設課	長	渡	邊	隆		久	君
教育課	長	熊	谷	吉		則	君
住民税務課	参事	富	樫	佐	一	郎	君
住民税務課	参事	須	貝	博		子	君
健康福祉課	参事	佐	藤	恵		子	君
観光地域政策室	長	大	島	祐		治	君

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸
主	任	石	山	洋	介		

午前１０時００分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和元年６月第４回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、８番、菅原 修さん、９番、伝信男さんを指名いたします。

日程第２、議会運営委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。どうぞ。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る５月27日、令和元年６月（第４回）定例会議の運営について、役場第２会議室において委員及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、一般質問、各議案の上程を行います。

終了後、総務厚生常任委員会を開催し、陳情の審査を行います。

７日と10日から12日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

13日木曜日は、午後３時30分から本会議を開催し、総務厚生常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案の取り扱い等について申し上げます。

報告第7号と第8号の報告は、単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

議案第41号から議案第45号までは、条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第46号から議案第48号までは、令和元年度一般会計と特別会計の補正予算案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月23日正午で締め切り、4名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成31年4月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますのでごらんください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付した文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

議員派遣の必要があるものについて、議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から定例会議開会に当たり、挨拶の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところ、令和元年第4回村議会

定例会議にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

消防の関係でございますが、先日6月2日に村上市で開催されました郡市の小型ポンプ操法競技会におきまして、関川村を代表して出動いたしました第2分団九ヶ谷隊が見事に優勝をいたしまして、8月4日でございますが上越市で開催されます県大会への出場が決まりましたので、ご報告をさせていただきます。県大会でも頑張ってもらいたいなと思っているところでございます。なお、県大会への出場経費につきましては、今後補正予算を考えておりますので、その際にはご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会議に提案いたしますのは、村から出資している法人の経営状況報告2件、条例の一部改正案件5件、補正予算案3件、以上10件でございます。

追って、上程の際に詳細についてご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（近 良平君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。発言を許します。

初めに、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 改めまして、おはようございます。

今回は2点ほどの質問をさせていただきます。

まず1点目、加藤村長が今年度から実施しています新しい施策の中での取り扱いになろうかと思いますが、4月に始められた広報せきかわと村のホームページに掲載する有料広告についてであります。

本日6月6日現在までの申し込みの件数、それから問い合わせの件数と内容について伺います。

（2）としまして、あわせて広報無線を用いた広告、イベント告知等の検討をできないものかというところをお願いしたい。

これが1つ目でございます。

2点目としまして、地域課題についてでございます。令和元年4月末の村の登録人口が発表され、5,556人となりました。3年前、平成28年、2016年4月末の登録人口が5,991名でありましたので、3年間で435名減少しています。人口減少が加速していく中で、3月の施政方針の中でもありましたが、財政面でますますの厳しさはあろうかというのは認識させていただいておるところですが、この高齢者の対策、もう一つは子育て支援も喫緊の課題であろうと、こんなふうに考えております。

（1）として、地域課題のどのような形での掘り起こしを検討されていますかという点と、子育て

て支援の拡充を検討できないものかというところで質問をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、広報紙やホームページへの有料広告についてでございますが、今年度から新たな試みとして実施しております広報せきかわへの広告掲載につきましては、村内の2つの企業、それと1つの団体、具体的には須貝電器さんとあらかわ荘さんの企業PRと上土沢竹灯ろうの会の迎え火の寄附のお願いということで、その2社1団体から申し込みをいただいております、希望する月の広報紙に掲載をしているところでございます。なお、ホームページへの掲載申し込みについては、現在のところございません。また、これに対する問い合わせにつきましては、広報紙に関しましては数件いただいているところでございます。

今後とも、商工会などにもお願いしながら有料広告についての周知を図り、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、お尋ねの広報無線での広報やイベント告知についてのご質問でございますけれども、広報無線につきましては総務省の信越総合通信局からの無線局許可をいただいて運営しておりますが、その目的が防災行政用と一般業務となっております。具体的には、電波法に定める範囲内において、村では農業情報、災害情報、住民の福祉に関することなど、広報無線管理運営規則でその通信範囲を定めております。防災を主眼に置いて整備した公共電波でございますので、営業目的での宣伝や公共的団体以外の主催するイベント等の告知には一定の制限があると考えている次第でございます。

2点目についてですが、まず地域での課題をどのように掘り起こすのかというご質問でございますが、村では平成29年度からコミュニティが主催となって中学生以上を対象とした全住民アンケートを実施しております。平成29年度は霧出、七ヶ谷、平成30年度は川北、女川地区で実施いたしました。今年度も1コミュニティで実施を予定しております。昨年実施しました分は、アンケート結果を受けての検討会を今年度実施することとしております。このアンケート結果が、その結果を踏まえ、各コミュニティにおける課題の洗い出し、地区みずからの課題解決につながるきっかけになればと期待をしているところでございます。

また、昨年、地域別で懇談会を実施いたしましたが、今年度はコミュニティ連絡協議会の協力をいただき、各地域の次世代を担うリーダーの皆さんとの意見交換を行い、情報収集に努めてまいりたいと考えております。さらにまた、今年度から始めました地域担当職員制度の定着を図りまして、顔の見える行政運営を図り、気軽に相談できる関係づくり、課題の掘り起こしにつなげていきたいと考えております。

私自身も地域の皆様との交流の場に積極的に参加する中で情報収集に努めてまいりたいと考えて

おります。

次に、子育て支援の充実、拡充についてのご質問でございますが、現在村で取り組んでおります子育て支援といたしましては、医療費助成、ワクチン接種の無料化、高校生等の定期券助成、高校生等支援バスの運行、保育料の軽減、そのほか学校教育環境の充実にも取り組んでいるところでございます。

生活環境や価値観の多様化などによりまして、子育て支援のニーズが多様化をしております。今後も、財源の課題はございますが、人口減少対策や子育て支援に有効な新たな取り組みができないか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。では、一個一個、再質問をお願いしたいと思います。

まず1番（1）については、今2社1団体からの申し込みがあったというお話を伺いました。なかなか広報を見ていてもちょっと私の中で見えなかったというところが、シーズンに合わせての掲載だというお話だったので理解できました。

これ、もし問い合わせや申し込みが少なかったときに、いきなり有料じゃなくて無料サンプルで何社かどうですかというのをやりませんかという話をさせていただこうと思っていましたが、今実際に来ているということは、それが載ったときの反応を見て、またいろいろな応募するところが出てきてくれたらなど。本当にこれはいい企画だと思いますので、もっともっと拡充して、村の広報紙が地元企業の活性化につながっていければなというふうに私も考えております。

広報無線に関しては、以前私が同じ質問をさせていただいたとき、やっぱり同じ返答をいただいたんですけども、ラジオ体操をやっていますよね、村長、広報無線で。これはどういう捉え方でラジオ体操を流されていますか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この無線の設置管理に関する中で具体的な通信の範囲ということですが、村の行政の普及、啓発というもののほかに、あと農業情報、災害情報のほかに住民の福祉に関することということになっているので、多分それにラジオ体操を位置づけているのじゃないかなと思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。企業広告と捉えてしまうと、公益性がなくてなかなか広報無線を使うことは難しいかもしれませんが、例えばそこで福祉につながるものとか、住民にこれは知っておいてもらったほうが住民側にとってメリットがあるなというものに関しては、広報での告知というのは可能性としてはありますでしょうかね。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 大ざっぱに実は定めているものですから、実際運用としては個々のケースごとにそれに対して当てはまるか、当てはまらないかというのを判断しながらやっております、現在もう少しその中身のある程度具体化しようじゃないかという議論を進めております。そんな中でどちらに対応すべきものなのか、対応しなくてもいいものか、その辺を整理していきたいなと思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。広報せきかわ紙面とホームページ、同等にやっぱり広報無線は一番村民の方が情報を得る機会が多いのかなと考えていますので、完全に営利目的のものに使うのはいかがなものかと思いますが、やはりそういった告知事項、イベントですとかそういった行事をやるやらないの告知ぐらいまではやってもいいんだよというスタンスで広めていただけるとありがたいかなと思っています。

次、2番の地域課題のほうに移らせていただきたいと思います。登録人口の話は私のほうでさせていただきましたが、4月末時点の65歳以上の高齢化率と18歳未満の数字、おわかりになりましたら教えていただけますか。

○議長（近 良平君） 質問者に申し上げますが、こういう数字の必要なものは事前に告知しておいてもらって非常に助かるなと思うんですが。

福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 済みません。高齢化率につきましては、40.3%くらいになっていたと思います。18歳、済みません、ちょっと資料を持ってきたのでちょっとお待ちください。資料を探しますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） では、次、進めている間に数字をいただきたいと思います。

なぜその高齢化率と18歳未満の数を聞いたかと。これ、済みません、通告すべきだったと私も今思いました。申しわけありません。ちょっと時間の間に調べていただければと思いますが、65歳以上の中でさらに高齢者の方々がやっぱり目立ってきているのかなという印象があるんですが、私の中では、やっぱり高齢になってきたときに移送の問題というのが今すごく大変な時期に差しかかっているんじゃないかなと思うんですね。

免許返納者の数がここ一、二年でふえる傾向になっているそうです。関川地区だけの数字をちょっと捉えられなかったんですけども、村上警察の交通課の方の話ですと、ここ1年やはり増加傾向にありますという話をおとしいただいてきました。この地域性で運転免許を返納されると、やっぱり病院に行くとか買い物に行くとかというのがすごく困難、難しいところなんですね。下関の駅前から坂町病院までタクシーで向かったときに、村長、幾らぐらいになると思いますか。

○議長（近 良平君） 質問者に申し上げます。大分範囲を広げ過ぎじゃない。（「といたしますと」の声あり）質問の範囲が。村長、どうぞ。

○村長（加藤 弘君） 具体的に乗って金を払ったことはありますが、覚えておりません。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今3,700円かかるんですね。高齢者の方が坂町病院まで例えば月3回往復したとすると、2万五、六千円ぐらいかかってしまうんですね。やっぱりそれが年金の生活の中だと結構大きいと思うんですよ。

一つにはそういった移送の問題というのが本当に近々の課題になってくるであろうと考えますし、あと子育て支援というところで行きますと、今すぐく村の子育て支援は、先ほど村長からも答弁いただきましたように、いろいろなところで支援をいただいていると。今年度に入って小中学生の給食費の補助がなくなったという声はいっぱいもらうんですけども、私も今子育て中です、もう少し。一番かかるのは実は小中学校よりもその上の学校に上げたときに経済的にかなり負担がかかってくるんですけども、今、高校生の通学定期の3割補助をやっていただいているんですが、これは本当に類を見ないというか、村独自の本当にすばらしい補助だと思うんですけども、今、自宅から高校の上の学校、専門学校、短大、大学に、県内のそういった教育機関に自宅から通っている子供たちが村の中で、済みません、確実な数は把握できなかったんですけども、十三、四名いらっしゃるんですね。その方たちは通学定期の補助が受けられていないんですけども、高校生から拡充してその上の学校の通学定期をそのまま補助するというのはできないものでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高校生の3割補助を専門学校生でしょうかね、補助できないかというお尋ねでございますけれども、多分、専門学校あるいは短大、大学も、通っている人とアパートを構えている人、さまざまでございます。おっしゃるとおり、高校を出て、その上位の学校に行けば行くほど、全体的に一時的ではありますけれども費用はかかるというのは事実でございます。

そう考えましたときに、その十何名に補助金でその交通費を出すというやり方がいいのか、そうすると今度は通いたくても通えない距離にいるから、やむを得ずアパートにしているんだと、アパートの補助を出すべきじゃないかと、こういう議論にも実はなりかねない部分がございます、そういう意味からも上の学校に行くと金がかかるということで奨学金制度というものがあるわけがございます。私としましては、今、奨学金が大学しかうちの村は村単独のものはないんですよ。その辺は次年度に向けて、短大も専門学校も余りあえて区別する必要もありませんから、そういう拡大をする中で生活の支援ができないかという、その辺はまた次期に向けて考えていきたいなと思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

先ほどの数字、出ましたでしょうか。

○議長（近 良平君） 福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 65歳以上の高齢化率は40.6%です。人口にしまして2,261人、これは4月1日現在の人口でございます。

18歳未満、済みません、18歳を入れて18歳以下の人数で計算しますと701人となります。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。人口減少というのはやっぱりなかなか歯どめを簡単にかけられるものではないなと思っていますし、本当にこの数字が今、65歳以上がもう40%を超えてきたというところで高齢者に対する施策、それから子育てに対する施策というのが喫緊かつ最重要課題になっていくんじゃないかなと思いますので、具体的にしっかりとそういったところを我々も提案をしていきたいと思いますし、当局のほうとしてもいろいろな形でやっていただけるようにお願いしたいと思います。

もう一つ、地域課題という部分で、最近のニュースで川崎市の小学校のスクールバスを待っていたところの通り魔的な事件があったんですが、そういったところも防犯に対する備えといいますか、そういったものを出されているようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議論の中では教育委員会の方ともその防犯の話はしていますが、今具体的にどうこうという施策は考えておりません。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 子育て支援といいますか、そういった防犯の内容になってきますと、本当に地域の中での見守りですとか、そういったところから予算をかけずに着手できる部分じゃないかなと思っていますので、やっぱりこういったニュースが出ると本当に住民、特に子供を持っている親御さん、孫を持っているじいちゃん、ばあちゃんなんかすごく心配されるところなので、これは行政側から出していったほうがいいのか、地域独自でそういった強化策を持っていたほうがいいのかという議論にはなろうかと思いますが、そういったところも考えていく必要があるのかなと思いました。

ちょっとまとまりがないような形にはなってしまいましたが、地域課題、どういうふうに取り、どういうふうに持っていくか、住民アンケート、私の地元の地区でも昨年行われて、今これから洗い出しに入るところではありますが、村長が先ほど言っていただきました地域担当の職員さんなんかも入っていられていますし、いろいろな角度から、いろいろな目線から施策が打てるような対策というものを再度、我々も含めて練り上げていく時間と予算配分というものをお願いしたいと思い

ます。最後にその辺だけをもう1回お願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（加藤 弘君） 施策を推進する中でさまざまな課題や議論があると思いますので、その都度それぞれ協議をさせていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 以上で終わります。

○議長（近 良平君） 3番、小澤 仁さんの一般質問に感想等がありましたらどうぞ。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。何か小澤議員に関しては、今回の一般質問は余りまとまりのない質問だったかと、そういうふうに思います。もし1回目の質問でもうちょっとやっぱりはっきりした答弁を聞きたいのであれば、もうちょっと1回目の質問で具体的な質問内容を出したほうがいいんじゃないかなと、そういうふうな感じがします。以上です。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。感想を終わります。

次に、4番、加藤和泰さん。どうぞ。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。よろしくお願いします。

今回は、村内企業の産業振興についてという部分でお尋ねをしたいと思います。

1点目、村内事業所の事業承継について。

国内中小企業で事業の後継者がおらず、やむなく廃業、また、今後廃業予定の事業所が相当数あるというふうにお聞きをしております。実際に関川村でも同じような事業所があるかと思います。

国は、事業承継の補助など、さまざまな施策を講じていますが、村として例えば関川村商工会と連携し、村独自で「事業承継バンク」のような取り組みを検討するような考えはありませんでしょうか。

新しく事業に取り組んでみたい側、また、後継者がおらず誰かに事業を引き継いでもらいたいという側がいた場合、うまくマッチングする機会もあろうかというふうに考えます。加藤村長の考えをお伺いしたいと思います。

2点目ですが、関川村観光飲食施設アチャーロのテナント募集状況について。

5月13日付、関川村商工会会員宛てにアチャーロのテナント募集の通知がありました。村内の事業者からの問い合わせがあったのか、また、その後の進展についてお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員の質問に順次お答えをいたします。

1点目の質問でございます。事業所の継承につきましては、議員のご指摘のとおり、これは全国

的な問題であると認識しておりまして、村内におきましても例外ではないと考えております。統計によりますと、村内の小規模事業所数は平成24年に314事業所がありましたが、現在は258と、56事業所減少をしております。廃業する理由としましては、経営者の高齢化あるいは売り上げの低迷など、さまざまあると思いますけれども、経営者の後継ぎ問題も大きいものとは考えております。

お尋ねの事業継承バンクのご提案でございますけれども、これは創業を目指す起業家と後継者不在の経営者を引き合わせる役割かと思いますが、村版の事業継承バンクを考えましたときに、廃業する事業形態や店舗の状況など、千差万別でございます。小規模事業者がゆえに情報公開の面など、非常にデリケートな部分も持ち合わせており、バンクの有効性については十分検討が必要ではないかと思っております。

事業所数の減少あるいは事業の継承問題というのは、村でも深刻な問題でありますし、会員とします商工会にとりましても大変深刻な問題だと認識をしております。村としましては、残念ながら個々のそうした商工事業者の実態を具体的に把握している状況でございせんが、商工会では税務、経理あるいは経営など、相談指導を行い、また、商工会の中にも事業引き継ぎについてを一つの課題としておりますことから、商工会と情報交換を十分する中で、にいがた産業創造機構NICOが県の事業を引き継ぎ、支援センターというものを実は設けております。そうしたところとも連携しながら進めていくというのが商工会のスタンスと書いてありましたので、その辺、個別の事案ごとに村として何ができるのかというのは個別に商工会とも十分、情報交換する中で考えていきたいなと思っております。

次に、アチャーロのテナント状況についてのご質問でございますが、5月10日から村内事業者を中心にテナント出店の募集をしておりましたが、建物の見学申し込みが1件あり、施設内をごらんいただいたところでございます。この方からは前向きなご意見をいただいておりますので、この方の意向を確認する一方、随時募集するという形で今後も事業者の募集をしていきたいと考えております。なお、本日も実は朝1件、村外の事業者からも打診があったところでございます。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

1点目の部分で再質問であります。村内事業所の減少によりまして、いわゆるこれは村で消費する力が低下して、また、生産量も低下していく中で、優秀な人材が村外に流出していつてしまうというような悪循環になるのが非常に怖いわけでもありますけれども、これは商工、また、農が連携しながら、また、そこに村もかわりを持っていただきながら、この村内の生産力を維持、向上させていければなというふうに考えておりますけれども、この辺の部分は農業も含んだ生産力の向上といたしますか、そのあたりの考えがありましたらお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど申し上げましたのは、特にとりわけ商工関係についての答弁をさせていただいたわけでございます。それについて1点申し上げますと、商工会との関係で個々、具体的な部分での議論というのは余り村との中では進めておらなかったところでございますので、そこはもう少し踏み込んで、村内の商工業者の状況等についても村としても把握できるようなスタンスでこれから進めていきたいなと思っております。

農業関係につきましては、それぞれ各地区ごとに農業の生産方針等々がありますし、県の指導もいただいておりますので、その方向に沿って、もうかる農業ができるよう、これからも進めてまいりたいと思っています。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。商工会としても、以前もお話ししましたとおり、会員数が減少していくことによりまして、恐らく来年度、指導員1名と、それから記帳専任職員1名が減になるのではないかなというふうな心配をしております。会員の皆さんのそういう心配の声があるわけですが、どうしてもやっていく仕事が減らない中で職員が2人減っていくと。そうすると、会員に対する商工会の機能低下ということも非常に心配されるところではありますけれども、私のほうも商工会にいろいろ働きかけながら、村内商工業の振興について、また、今質問しました事業承継、この辺についても商工会のほうにもいろいろ働きかけながら、商工会が中心となっていていろいろな情報をまとめていけるようなことを訴えていきたいなというふうに思いますけれども、村のほうでも補助、その金銭面の部分のみならず、さまざま今後ともご支援のほうもよろしくお願いしたいと思います。

それから、アチェーロのテナント募集状況についてありがとうございます。最初にお聞きしたのは、1件の見学申し込みというのは、これは村内の事業所さんということでよろしかったでしょうか。はい、わかりました。

非常に道の駅、お客さんの入り込みが一番関川村の中で多いところかと思いますので、今後とも、せっかくの飲食店でありますので、有効にできるように村としても働きかけをよろしく願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 加藤さんの一般質問に感想はありませんか。感想なしと認めます。

次に、2番、伊藤敏哉さん。どうぞ、2番。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤でございます。

本村における地域おこし協力隊事業の推進について伺います。

地域おこし協力隊事業は、総務省所管の事業で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱。隊員は一定

期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みです。

総務省の発表によれば、事業初年度の平成21年度は隊員数89人、取り組み団体31団体でしたが、隊員数、取り組み団体数とも年々増加し、平成30年度は隊員数5,530人、取り組み団体数も1,061団体を数えるまでになっています。

財政面では、地域おこし協力隊取り組み自治体に対して隊員の活動に要する経費などが特別交付税措置されるなどのメリットもあり、事業の拡大要因になっています。また、平成29年3月末時点の調査では、任期満了になった隊員のうち約6割が同じ地域に定住しているという実績が報告されており、過疎地域を抱える自治体にとってはぜひとも取り組みたい事業であると言えます。

本村においては、平成28年度に関川村地域おこし協力隊設置要綱を定め、隊員募集を行い、平成29年度から今日まで3名の協力隊員を委嘱し、これまでそれぞれの隊員が創意工夫し、さまざまな地域おこしの取り組みが行われ、村の活性化に寄与されたと思います。

加藤村長は、平成31年度施政方針の中で「地域おこし協力隊については、その趣旨を地域の皆様にご理解いただけるよう周知した上で増員を図りたい」としており、今年度新たに2名分の予算を計上し、隊員募集を進められているところであります。しかし、残念ながら、これまで委嘱した3名の隊員のうち、2名の隊員が任期途中で退任し、今後も積極的に当事業に取り組む意向の中にあつて、このことは憂慮すべき事態であると考えます。

ここで、加藤村長にお伺いします。

今後新たに協力隊員を募集、委嘱し、地域おこし協力隊事業の目的を達成するためには、これまで退任した2名の協力隊員の退任を決断するに至った理由を調査して、今後の協力隊員の支援体制はどうあるべきか検証することが喫緊の課題であると思います。

2名の協力隊員が退任するに至った経緯や今後の支援体制の見直しについて、関係部署においてどのような検証がなされたか、また、今後の取り組み方針について、加藤村長の見解をお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の制度や意義につきましては、今ほど伊藤議員がおっしゃったとおりでございまして、村でも平成29年度から取り組んでいるところでございます。

まず、平成29年4月から平成30年9月までの1年半活動していただきました隊員につきましては、初めは村の観光協会に、2年目は農林観光課に所属をしていただき、体験観光のメニューづくりや

観光情報の発信などに取り組んでいただきました。これらの活動の過程におきまして、農泊への強い思いから国の補助事業を活用しての農泊事業の申請を試みたものの、採択に至らず、村で活動する目標を失ってしまい退任した経緯がございます。

また、平成30年度に教育委員会に所属していただきました隊員については、冒険王の運営や歴史とみちの館の活用などに取り組んでいただきました。その中で隊員みずからが望む取り組みを模索していただきましたが、なかなか見つからず、2年目の更新は辞退したという経緯がございます。

退任した経緯を検証いたしますと、隊員が望む活動と受け入れる側が求める活動との間に相違があったものと理解をしております。

なお、現在、大島集落で活動しております隊員につきましては、2年目を迎えており、農産物直売所を中心として精力的に活動いただいているところでございます。

今年度の支援体制についてでございますが、先日、協力隊の受け入れ集落であります大島集落の区長さんや農家組合長さん等々、これまでの活動の振り返りと今後の取り組みについて打ち合わせをしております。隊員と大島集落がお互いに望んでいること、あるいは隊員の詳細な活動を知る機会となりました。今後はこのような場を定期的に設け、隊員と受け入れ側との信頼関係を高め、円滑な意思疎通が図られるよう努めてまいりたいと考えています。

今後の新規募集についてですが、現在、森林資源活用支援として2名、情報発信支援として1名、合わせて3名の新規隊員を募集しております。森林資源活用支援につきましては、自然環境管理公社に所属をしていただき、村の森林資源を活用した地元木材の利用促進、森林セラピーなどの森林や自然体験のイベント等の企画、開催について取り組んでいただきたいと考えております。情報発信支援につきましては、総務政策課に所属をしていただいて、SNSや観光協会、村、自然環境管理公社のホームページを活用した観光情報等の発信について取り組んでいただく予定であります。

募集に当たりましては、受け入れ側と隊員との間で相違がないよう、村が取り組んでほしいことや活動内容あるいはかかわり合いになる団体等について隊員に明確に示すようにいたします。着任後は地域おこし協力隊の国や県の新任者研修に参加していただくだけでなく、村や居住地集落の活動にも積極的に参加していただくなど、地域のことを知っていただき、村になじめるようサポートをしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、任期途中で退任することのよう、しっかりと対応してまいりたいと考えます。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今現在3名の募集をされておって、今後新たに川村に来られる場合は村でサポートする体制をというご答弁をいただきました。

それで、現在3名のうち1名の方が大島集落に在住されて活動されておまして、その点につい

でも村長からご指摘がございましたけれども、やはり関川村を選んで来ていただいたわけでありまして、また、3年間という任期もございます。それで、やはりもし自分がその立場だったらというふうに考えますと、やはり関川村に興味があつて選んで来たんだとは思いますが、なかなか人もわからない人ばかりですし、先ほど村長からサポートというお話がありましたが、やはり何というんでしょうか、そのステージごとといいますか、来た1年目はこういうような体制で村職員が張りついて村内を案内したり、とにかく関川村を知ってもらうステージとか、第2ステージになったら今度いろいろな考え、自分が持っているプラン等を村の考えと突き合わせるとか、そういうステージごとの何というんでしょうか、育成計画といいますか、受け入れ態勢とか、そういうものも必要になってくるのではないかと思いますし、成功されている市町村も多いわけですし、6割の方々が残っているという調査結果もございます。

それで、ここで関連してお聞きしたいのは、村長が日ごろ職員に対して、何か特別な村の課題があった場合には、プロジェクトチームをつくってその課題についての方法とか、いろいろ意見交換をして、そのこと自体で職員も育成していきたいというお話があります。それで、質問の内容は、この協力隊員の受け入れについてこういう村職員、同年代の例えば村職員によるプロジェクトチームで受け入れ態勢等を検討するというようなお考えについてはどのようなご見解かお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） お尋ねのプロジェクトチームのお話でございますけれども、通常、プロジェクトチームとなりますと、ある重要課題に対して各課がそれぞれ横断的なものを持ち合つて総力で取り組むというのが、多分プロジェクトチームのやり方だと思っています。それを私は否定するわけではないんですけれども、まずは協力隊が気軽に相談できる担当をしっかりと配置するということがまず大切なと思つていまして、その課題課題によってそれぞれ役場の中で対応する部署が違ふようであれば、それは組織、横断的な対応をいたしますが、まずはしっかりとその協力隊員に寄り添うということを今年度はしっかりしていきたいなと思つております。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。担当職員を決めて、協力隊員に寄り添った対応というご答弁でした。

実は以前、議会の全員協議会で当時3名おられた協力隊員の方々にいろいろお話を聞く機会を設けました。そのときに協力隊員の方からは忌憚のない自分の体験というか、関川村に来てこういう思いをしました、現在の活動中こういう支障がありました、また、いい面などもいろいろお話を聞きました。その中で、やはり大ざっぱに言ひまして、村からのそのスタンスというのは、あなた方、やりたいことがあるんだろうから、それを一生懸命練つていただいて、それについてのサポートは

しますよというスタンスだったというように私は記憶しております。そのスタンスというか対応は間違っていないと思いますけれども、ただ、やはり先ほど「ステージ別」と言いましたけれども、やはり関川村になじんで人脈もある程度できて、そしてあなたがやりたいことは進めてください、バックアップしますよと、そういう流れがまだ少しそのときは弱かったんじゃないかなという気がしております。

そのとき職員にも私が何人かにお聞きしたときに、一生懸命なんだけれども、何をしたいのか、自分自身もわからないんじゃないかなというような回答を職員から聞きました。私がその職員の話を聞いて気になったのは、むしろ村のほうで協力隊員をどう受け入れて、どう対応して、どう生かしていくかというその基本プランというか方針というか、そういうものがまだ村自体できちっと固まっていなくて、それを村長を初め幹部の方々、それから担当課長とか職員とか、そういう方と共有されていなかったのではないかなというふうな気がしております。

その辺、異論もあろうかと思いますので、その辺について私はそんな感じを持ちました。その点も踏まえて各レベルといいますか、村長・副村長レベル、課長レベル、それから担当者レベルで同じほうを向いて職員を育てると同じぐらいの気持ちでその協力隊員を育てていくということの考えが、意識の統一が大事なかなと思うんですけれども、その点についての見解を一言お願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 既に早期退任を2名がされていますから、余りそういう方が多いと関川村というのは余りいいところじゃないという批判にもつながります。これまでの話を私が職員から聞いていますと、求めていることと相手方でやりたいことという徹底的な議論が多分されていなかったんだらうなということもありまして、私ら募集する側もファジーな言い方で募集をかけますと、相手方とのそごが生じるということもあって、今回は何をしてほしいのかともっと具体的に例示をしましょうということでやっています。

したがって、今度来ていただく方は何をしましょうということでなしに、はっきりした目的を持った広報の募集をしておりますので、そこはないと思います。問題は、関川村という風土といいましょうか、もし仮に関東から来た方が、雪の問題もあるでしょうし、地域性、当然あります。また、人との付き合い方も違うという中で孤立させないようにというのは、そこはしっかりフォローをしていきたいなと思っているところでございます。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。一人一人の協力隊員を孤立させないようにという前向きなご答弁でした。ありがとうございます。

それで、最後にもう1点、私の考えとしてお願いしたいのは、今回募集しています森林資源担当

の2名と情報担当の1名の方、それから現在大島で活躍されている協力隊員の方、合わせますと4名になるわけですがけれども、皆、やはり志は関川村に親しんで関川村のために何かやりたい、やらせてもらいたいという基本の考えを持たれているわけですので、それらの方々の横のつながりを定期的に持っていただくような機会、協力隊員相互に自分らで企画するようになれば一番いいんでしょうけれども、それまではやはり前田さんという先輩がいるわけですが、その人から情報を伝えてもらったり、関川村はこういうところだよというようなことで、あと自分の体験とか、そういうのは新しく来られた方に非常に大きな財産といいますか、道しるべになると思いますので、ぜひともそういう横のつながりをつくることもお願いしたいと思いますし、なお、いろいろな場面で村長は地域おこし協力隊のことをお伝えいただいておりますけれども、さらに村民に対してこういう方が来ていますというようなことで、役場にだけいるのではなくて、いろいろと村に出ていただいて村民にも親しんでもらえるような取り組みをまず最初に十分心がけて行っていただきたいと思うんですが、その点について最後もう一度見解をお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど議員からご指摘いただきましたとおり、要は職員が初めてのところに来て不安にならないかと、しっかりなじめるかということが多分ポイントだと思いますので、その辺はご指摘を踏まえてしっかり対応していきたいと思います。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

関川村の活性化に地域おこし協力隊事業が、将来この事業をやってよかったというようなことで、できれば数年後に関川村に残りたいというような協力隊員が一人でも多く出ますことを願いまして、我々議員もまたいろいろと話を聞く機会なども設けたいと思いますので、ぜひ村当局におかれまして成功に進むようにご努力いただけますことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 伊藤さんの一般質問に感想がありましたら。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。大変すばらしい、我々も検討している質問で大変よかったなと思うんですが、余りにも自分の考えの主張が多過ぎて、質問内容がはっきりしなかったのがちょっと心に残るかなというふうに思います。以上。

○議長（近 良平君） ほかにありましたら。伊藤さんの一般質問を終わります。

休憩します。11時15分まで。

午前10時58分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の一般質問、7番、高橋さん。どうぞ。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。

2点についてお伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

1点目でございますが、3月の定例会において村長が述べられた施政方針の中で、住みよい暮らしのために地域づくり、地域力強化のために努めると述べておられます。その中で集落活性化事業に取り組むと言っておられます。その事業について詳細をお伺いしたいと思います。

2点目でございますが、インバウンドの誘致や魅力ある地域づくりへの取り組みに力を入れると言っておられます。どのような取り組みか、お伺いをいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員の質問に順次お答えをいたします。

まず1点目の集落活性化事業についてでございます。

村で行います集落活性化事業は、新潟県で実施する大学と連携した地域活性化事業を活用して実施するものでございます。この事業は、人口減少や高齢化等によって課題を抱える集落に大学ゼミ等の学生が滞在をして、地域住民とともに地域課題の解決に向けて取り組むとともに、滞在時の住民との交流によって地域の活力向上を図ることを狙いにしており、今年度は受け入れ集落に湯沢集落と上土沢の2集落を予定しております。昨年度から実施しております1カ月インターン事業とともに外部からの目線による村の魅力の再発見と集落活性化につながる事業として期待しているところでございます。

次に、インバウンドの誘致や魅力ある観光づくりの取り組みについてのご質問であります。

インバウンド誘致の取り組みについてでございますが、まず情報発信の充実についてでございます。村では観光協会事業としまして、平成24年度に英語、中国語のパンフレットを作成、平成25年度には英語版のプロモーション映像を作成して首都圏でのPR活動に活用してまいりました。今後はパンフレットや情報発信を充実、来村外国人からの情報発信としてのインスタスポット等の設定など、村のPRにつながる工夫もしていきたいと考えております。

次に、旅行会社等の積極的な活用も上げられます。今年度の冬、台湾から2,000名ほどの観光客が雪景色を見、雪と遊ぶために関川を通り、山形蔵王の方面に向かわれました。観光協会では越後下関駅で果物等の販売やお茶等のサービスを試みとして実施し、100名ほどの方が歴史とみちの館や道の駅での買い物を楽しんでいただきました。今後もこの企画をした台湾の旅行者には継続して越後下関駅の利用をPRするほか、村の、関川村の体験してもらえようをお願いをしていきたいと考えております。

また、ことし3月にJTBの協力により中国上海の旅行エージェントの方々を村にお招きし、モニターツアーを実施していただきました。2日間、村内を回っていただく中で、交通の問題や情報発信などについてご提言をいただいたところです。今後もこうした旅行会社等とのつながりを生かしながら誘致につなげてまいりたいと考えています。

また、村外の観光関係団体との連携も重要です。インバウンドの誘致にはターゲットとなる国を明確にして、その旅行形態に合ったアプローチが必要で、しっかりとしたマーケティングが重要ですが、これを村単独で実施するには非常に負担が大きくなります。したがって、県の観光協会を初め、日本海きらきら羽越観光圏、阿賀北広域観光圏づくり協議会、また、ことし始まった庭園街道ネットワークなどと連携し、誘客につなげていきたいと考えております。

また、行政だけでなく村全体での取り組みも不可欠です。関川村のよさをアピールし、おもてなしを行いつつ、受け入れる施設や旅館でも一緒に対応を行っていただく仕組みが必要だと考えています。また、商業関係者にもキャッシュレス化の対応等を初め、インバウンドへの積極的な対応を促していきたいと考えています。

続きまして、魅力ある観光地づくりについてのご質問であります。

県内外から旅行者に訪れていただくためには、関川村らしさをしっかり発信することが重要です。村や観光協会等が情報発信をする仕組みから一歩進み、村民の皆様にも情報発信のカメラマンとして発信する情報を見つけ、すてきな関川村を発信していただく仕組み、名称はまだ決めておりませんけれども、「村民スマホカメラマン」のような仕組みができないか、現在検討しているところです。

また、金丸のさざれ石や6月の広報せきかわの表紙を飾った沼の巨木など、地域の魅力をもう一度見直し、さまざまな資源を観光振興に生かしてまいりたいと考えています。

さらに、観光づくりには、その地域で体験できる体験観光、体験イベントが重要だとも考えております。大がかりな体験ばかりでなく、季節ごとに簡単にできる体験、昨年実施しました梅を使ったもの、柿もぎ、あるいは季節を問わずできるような体験、例えばわら細工の体験や小枝を使ったストラップづくりなど、各地域・集落の特性を十分生かした体験を地域で受け入れしてもらえるような仕組みができないかと考えております。

魅力ある観光づくりには、村の行政だけでつくり上げることはできません。村民皆様の協力をいただき、関川村らしい魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

ただいま地域づくり、地域力の強化ということで大学生3名ほどが入ってこられるというお話がありましたけれども、やはり強化するためには地域おこしの協力隊の方々も必要になろうかと思い

ますけれども、先ほど伊藤議員が聞かれておりました地域おこし協力隊には森林資源のほうに2名というお話がありましたけれども、その方たちは森林資源に、とりあえずはもうそちらのほうの関係だけなんではないでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（近 良平君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどの地域おこし協力隊の関係でございますが、今回、森林資源ということで明確にさせていただいたのは、この地域おこし協力隊というのはミッション型と言われる創意工夫をみずからやる形をとる隊員と、それから自由型といって創意工夫をしながらこちらから提案した内容についてみずからの創意工夫で活動する方と、それから自由型といってこれからの提案なしにいろいろな活動にみずから取り組むという2パターンの隊員さんがおられるようです。今回明確にそのような森林の活動という部分はさせていただきましたが、主に森林を中心とした活性化、集落の中での活躍の場、それから観光に資する部分、そういった部分も広く捉えていただきたいとは考えております。

ただ、やはり基本になる部分は森林だよという部分をお示したところでございます。以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） その方たちは、先ほど土沢と湯沢地区ですか、そちらのほうとは言われましてけれども、その地域に宿泊というか滞在するのでしょうか。

○議長（近 良平君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほど私がお答えさせていただいたのは、地域おこし協力隊のことについてお答えをさせていただきました。今回受け入れを検討しております大学との連携、大学と連携した地域活性化事業、こちらについては地域ごとの課題解決ということで捉えておりまして、実際には大学のゼミの皆さんに現地を1回見てもらって、この地域の人たちと1回触れ合ってもらって上でこの事業に取り組んでいきたいと思っております。学生の柔軟な頭の中で各集落の取り組みというのが決まってくるかと思っております。また、集落のほうでも取り組みたい内容については既に検討をいただいております。以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

2点目のインバウンドの誘致についてであります。魅力ある観光づくりというようなことで観光資源を有効にするという村長のお考えなんですけれども、その有効活用することについてどんなふうな活用なのか、ちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村は日光や京都の一級の観光地があるわけでもありませんから、地道な取り組みを重ねていくことだと思っていまして、1つは、先ほども述べましたように、まだ余り知

られていない、目立っていない資源というのがあるなど。それをどういうふうに生かしていくかということこれから進めていきたいのが1つと、あとはどうしても来るのに、私もそうですけれども、旅行に行くときはどんな体験ができるんだろうと、どんな楽しみがあるんだろうというのが旅行の一つのポイントになるんですね。そういったものをさまざまな地域ごとに、それこそ今、先ほどあった上土沢の灯籠もそうですけれども、そういうようなさまざまな地域の取り組みが各自でできれば、それはそれとしての関川の魅力になるわけですから、そういったものの掘り起こしなどをして、関川村に来てそういう楽しめるような施策が展開できればと思っているところでございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。我々もぜひ協力させていただきたいと思いますので、一つよろしく願います。質問を終わります。

○議長（近 良平君） 7番、高橋正之さんの一般質問に感想はありますか。感想なしと認めます。これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第7号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（近 良平君） 日程第5、報告第7号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず最初にお諮りいたします報告第7号は、公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。地方自治法第243条の3第2項によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などにつきまして、その経営状況を議会に報告することになっております。例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもって報告するものでございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 決算報告書について質疑させていただきます。

今回いただきました資料の一番最後に監査報告書が掲載されております。事業の中身ですね、公益目的事業あるいは収益事業を合わせますと約1億6,000万円の事業をやられていると思いますが、監査におきましては監事の方1名で対応されておるのが現状だと思います。一般的に見まして、これだけの金額を1の方が監査するというのは非常に難しいといえますか、大変な作業になるかと思っています。

それで、公正性ですとか正確性とか、そういうことを今担保できているのかといえますか、現在の監査の体制、例えば時間はどのぐらいとっているのか、どのあたりまで説明をされているのか、

実際に時間等、どのくらいをかけているのか、そして今現在きちっと公正性とか正確性が担保されているとお考えか、お聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 監査についてでございますが、この規模の団体に対する監事が1名でいいのか、2名でいいのかという、多分お話かと思います。これにつきましては、管理公社のほうに議会からそういう提案があったということで理事会のほうにはお話をしていきたいと思います。

この会社の中身でこの方が何分やったかとかという中身については、私のほうで今承知をしておりません。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今、村長はその監査のやり方等までは把握していないということでしたけれども、一般的な感覚とすれば、私ども、集落の会計とかを例に挙げれば、百数十万円とか、それらの監査であってもやはり通帳を見てもらったりとか、結構1時間ぐらいでしょうか、そのぐらいの時間を要するわけであります。決して管理公社の監査がずさんだとかそういうことを申し上げているのではなくて、一般的に例えば村長が言われたように監事が2名であればまた、外部から見れば2名でやっているんだから比較的安心だなとか、そういうような認識も出てくると思います。

ただ、この監査報告書を見たときに、この金額を1人で、本当に監査というのはどんなふうにするんだろうと思うのが一般的な感覚ではないかなと感じたものですから質問させていただきました。きょうでなくても結構ですので、この管理公社の監査についてどのようにされているのか、何かの機会にお知らせいただければと思います。

質問ではありませんけれども、以上で終わります。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

ふるさと農園、前々からもう荒れっ放しなんですけれども、まだふるさと農園としてあの高瀬の河川敷を利用する考えはあるのか。

それともう1点、雲母里、これは何か今ほとんど使っていない状態なんですけれども、これの管理……。

○議長（近 良平君） 伝さん、一つ一つ区切ってください、何回も聞けるから。

ふるさと農園、総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ふるさと農園の関係でございますけれども、高瀬の温泉橋を挟みまして上流側、あそこは前はこの50万円をかけまして花を植えていただきましたけれども、それは今年度はやめます。

それから、下流側のほうにつきましては今までどおり農園として貸し出しをするということでございます。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 今、農園として利用している方は何人ぐらいいるんですか。

○議長（近 良平君） 農林課長。

○議長（富樫吉栄君） 今現在、ことしの計画ですが5名の方に無償でお貸しするという形になっております。以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 雲母の雲母里、あそこは前はパワープラントの事務所として使っていましたが、今は一応管理委託ということで管理公社に委託しているわけですが、どのような形で委託しているのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（近 良平君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島 祐治君） それでは、今の現状の雲母里の活用でございますが、中には真空の機械、それから冷凍庫、ショックフリーザーという瞬間冷凍ができるような機械が整備をされてございます。そちらの食品の保存の関係では、温泉旅館組合さんのほうの利用がなされておりますが、現状ではなかなか促進までは至っておりません。現状、新たな機械等の追加によって新たな関川村の土産品づくり等ができないかということで、今施設の利用について検討をさせていただいております。以上です。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 村民会館ですけれども、4月から人事、管理等が大きく変わりましたけれども、順調に推移しているのか、その辺と、今回何か専務理事が交代したということを聞くんですけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 村民会館の利用ですけれども、私が聞いているところでは、貸し出しのほうは自然管理公社にうちのほうからお願いをしております貸し館業務ですとか備品の貸し出しとかは順調に行われているということで話を聞いております。以上です。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（宮島克己君） 副村長がこの6月から管理公社の専務理事を兼任ということになりましたので、おくれればながらご報告させていただきます。

それから、伊藤議員の質問の監査の件がありましたけれども、これから適正に事業を執行していきたいと思いますが、監査の監事につきましては定款の中で役員、第23条、監事については2名以内という決まりがありまして、今まで管理公社については施設の管理、基本的には除草等、

いろいろなところからゆ〜むの管理を受けたり、そして今は村民会館の管理委託ということで、徐々に施設がふえてきて予算規模も拡大してきたという経緯がありますので、これだけの予算を扱うという意味では私はその2名以内ということで、1名でいいのか、2名でいいのか、どういう監査がいいのかということについては引き続き検討していきたいと思います。

○議長（近 良平君） 10番。

○10番（平田 広君） 専務理事が交代したということは、6月ということは6月1日ということでいいですか、1日からと。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（宮島克己君） 5月28日に評議会と理事会が開催されまして、その中で選任されたので、実質的にはその28日をもって専務理事に選任されたという形になると思います。

○議長（近 良平君） 5番、鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木です。

せせらぎ通路の清掃なんですけれども、この間役場の前のあそこを見ましたら、非常にヘドロがたまって、ごみがたまって何ですか、ビニールのくずがたまっていたりして、そういうふうになっているんですけれども、今役場のほうに聞いたら管理公社に委託依頼しているというような話なんですけど、どれぐらいの頻度でこれを行っているのかちょっとお願いしたいんですけれども、以前もたしか毎週金曜日にやっているんですけれども、きょうあたり見てもまたヘドロがもうたまっているような状態で、渡邊邸なんかを訪れた人も「何だこれ」と言うような感じがしたんですけれども、今回これからどのようなあれでやっていくのか、ちょっと頻度だとか、それを教えていただきたいんですけれども。

○議長（近 良平君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり少し清掃が行き届いていない面がございます。頻度につきましてははっきり把握はしておりませんが、一番見える場所でもございますし、きちんとやってくれということで指示をしております。

それから、あそこは下がいしわらで掃除も大変なんですけど、これからは、きれいな顔づくりの事業でやった場所でもありますし、きれいに努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

日程第6、報告第8号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第8号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第8号は、株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてであります。こちらも報告第7号と同じく地方自治法によりまして議会に報告するものでございまして、株式会社パワープラント関川に関する経営状況の報告であります。会社から提出されました関係書類をもってご報告するものであります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

このパワープラント関川、まだ第三セクターとして残っているわけですよね。村民は、村長はバイオマス事業から撤退したと、そういうふうな考えで村民はもう安心していると思うんですけども、まだ村はこのパワープラント関川に対してはかかわっているわけですけども、現在のパワープラントの仕事、どういうふうな形で仕事をしているのか、また、今後どのような形でこのパワープラント関川を維持していく予定なのか。

それともう一つ、もしパワープラント関川が……。

○議長（近 良平君） 1個ずつでいいですよ、1個ずつで。

○9番（伝 信男君） では、現在の仕事の内容。

○議長（近 良平君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、今の現在の状況につきましてお話をさせていただきたいと思います。

まず、村が貸しておりました旧美穂農場のところにつきましては、昨年8月に覚書を解除したというところでございますし、それから事務所として貸しておりました雲母里につきましても同じ時期に退所の申し出をいただいて、貸借をやめたという経緯がございます。

そのほか村としての特段のかかわりはございませんけれども、村が出資した595万円、それから貸付金の3,000万円につきましては、資産のない会社から回収できる状況にございませんので、今、住民訴訟の関係もございます。そういう点も踏まえまして動いてなくて、第三セクターのままということでございます。

仕事に関しましては、今何もしていないという状況でございますが、そんなことで貸付金等はそのままという状態でございます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） わかりました。

では、もう一つ、今のままの状態だったら、いつごろまでこのパワープラント関川を継続していく考えなのか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私としましては早く清算をしたいなという思いがありますが、一方で今裁判の係争をされているという状況があります。そんな中で、また、本来ですと清算するということは、595万円の出資金を放棄すること、そして3,000万円の貸付金を放棄することになりますから、あえてお金を出してその法的手続をしながら、みずからの債権の権利を放棄するのがいいのかどうかということがあります。その部分もありますが、一方でこのまま残しておけば未来永劫こういう形で議会にご報告するという立場になりますので、裁判が終わった段階と、あとはパワープラントの社長も今おりますので、その辺にも話をしながら、しかるべきという時期にはなりますけれども、少なくとも裁判が終わった段階ではその辺の整理はしていきたいなと思っているところでございます。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。（「同じ内容でしたので」の声あり）

これで質疑を終わります。

日程第7、議案第41号 関川村基金条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第41号 関川村基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第41号 関川村基金条例の一部を改正する条例は、森林環境税の導入に伴います森林環境基金の創設と診療所管理基金の用途について改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、基金条例の一部改正の条例につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、太線の四角をそっくりその太線のほうにやると、改正の形をとっておりますので、改正の箇所に線を引いていなくてちょっと見にくくて申しわけございませんが、ご説明させていただきます。

ページで4ページをごらんいただきたいと思います。表示は6分の4というふうになっておりますけれども、そのページをごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正、2カ所ございます。

まず、森林環境基金を創設ということで改正後の左のほうにございます。森林環境基金につきましては、森林環境税の創設を受けまして新たに設ける基金でございます。今年度の当初予算でも森林環境税を活用して事業を行うということにしておりますが、残った分は基金として積み立て、今年度に取り崩して活用するということになります。基金の用途といたしましては、ここに掲載のと

おり、木材利用の促進、普及啓発、森林管理及び整備に要する経費の財源に充てるということでございます。

それから、改正の2つ目でございますが、診療所管理基金でございます。その下のページをあらんだけいただきたいと思います。6分の5という表示がございます。

右側が改正前でございますけれども、まずここに規定をしておりました施設整備の財源につきまして、これをもう少し明確にするということでございまして、左側の改正後の欄に修正しております。

それから、改正前の2のところに医師の退職手当の財源というものがございます。これは今回削りました。現在、診療所医師は村の職員として位置づけておりますので、退職手当が必要になった場合には新潟県市町村総合事務組合で運営をしております退職手当組合に積み立てている財源にて対応することになりますので、この診療所基金の使途からは除くというものでございます。

それからもう一つ、左側のほうですけれども、改正後の2といたしましてこれを加えております。診療所の運営に著しく財源が不足した場合にも基金を使えると明記したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 42 号 関川村長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第 8、議案第 42 号 関川村長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第 42 号 関川村長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例は、村議会選挙の際にも選挙公報を発行するように改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） このたびの一部改正につきましては、ただいま村長から説明がございましたけれども、村議会の選挙におきましても選挙公報を発行するというものでございます。

かつて昭和 59 年までは村議会選挙の際にも選挙公報を発行していたという経緯がございますが、その際、条例改正によりまして廃止されて現在に至っております。これを復活させるというものでございます。

具体的な様式などにつきましては、今後規定で定めることとなりますけれども、今の考えといたしましては、A 2 のサイズ、A 3 判の 2 倍ですけれども、これの両面印刷といたしまして、片面に候補者 8 名、両面で 16 名の枠を設ける予定にしております。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 42 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

休憩します。13時まで。

午前 1 1 時 5 3 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 9、議案第 4 3 号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第 9、議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い改正するものでございます。

詳細については住民税務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） それでは、関川村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い村の条例を改正するものです。

最初に、新元号の対応についてご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律等は、平成31年 3 月29日に公布されたため、旧元号である「平成」の表記となっております。そのため、今回の村の税条例改正においても地方税法等と対比する際、わかりやすくするため、旧元号である「平成」の表記で改正としております。次の地方税法等の改正の際に新元号表記となる予定ですので、それに合わせて村の税条例も対応する予定としております。

次に、軽自動車税の改正について総合的に説明いたします。お配りした緑色の横長の紙で下のほうに「議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例説明資料」とあるものをごらんいただきたいと思います。

最初に、環境性能割についてです。軽自動車税につきましては、図の太線で囲まれた部分になります。現在の自動車取得税は2019年、令和元年10月 1 日から環境性能割に変わりますが、10月の消費税引き上げに伴い、2019年、令和元年10月から2020年、令和 2 年 9 月までに軽自動車を取得した場合に環境性能割を非課税または 1 %軽減とするものです。

続いて、裏面をごらんください。

裏面は、種別割の特例についてでございます。こちらは今回３段階で改正することとなっております。軽自動車税については図の太枠で囲まれた部分になります。2019年、平成31年４月から2021年、令和３年３月まで現行制度を延長し、2021年、令和３年４月からは電気自動車等のみに限定して軽減するというものです。

それでは、議案の新旧対照表を説明させていただきます。

１ページをごらんください。

第１条による改正は、平成31年４月１日から適用するものです。

附則第６条の３の２につきましては、住宅ローンの控除拡充と申告要件を廃止するというものでございます。

次に、５ページをごらんください。

附則第15条は、軽自動車税の種別割の特例の改正で、先ほど説明いたしました３段階のうち第１段階となります。

続いて、９ページをごらんください。

第２条による改正でございますが、こちらは令和元年６月１日から適用するものでございます。ふるさと納税制度の見直しに伴い、改正を行うものです。これまではどの地方団体に寄附金を支出したとしても、税額の控除が受けられましたけれども、見直し後においては、一定基準に適合する団体として総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した団体に対する寄附金のみがこれまでと同様に税額控除の対象となるということに対応したものです。

続きまして、12ページをごらんください。

第３条による改正は、令和元年10月１日から施行するものです。

附則第14条の２からは、軽自動車税の環境性能割についての改正です。

また、14ページの附則第15条につきましては、軽自動車税の種別割の特例の改正で、３段階のうちの第２段階となります。

続いて、17ページをごらんください。

第４条による改正でございますが、こちらは令和２年１月１日から施行するものです。

第25条の２につきましては、申告記載事項の簡素化を図るものです。

また、ページをめくっていただきまして、第25条３の２からは、申告書記載事項に単身児童扶養者を追加するものです。

続いて、20ページをごらんください。

第５条による改正につきましては、令和２年４月１日から施行するものです。

第37条において、法人に対する申告書等の提出方法の柔軟化及び回線の故障等により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について加えるものです。

続きまして、23ページをごらんください。

第6条による改正は、令和3年1月1日から施行するものです。個人の村民税の非課税の範囲において、単身児童扶養者について拡充するものです。

続いて、第7条による改正は、令和3年4月1日から施行するものです。

附則第15条については、軽自動車税の種別割の特例の改正で、3段階のうち第3段階となります。以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い改正をするものでございます。

詳細は住民税務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、村の条例を改正し、平成31年4月1日から適用するものです。

お配りしたピンク色の用紙で右下に「議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料」とあるものをごらんください。

今回の改正は2つになります。まず1つ目は、課税限度額の引き上げで第3条の改正になります。そして2つ目は、軽減判定所得の見直しで第11条の改正になります。

配付資料の2、制度の内容、ちょうど真ん中あたりでございますけれども、そこにありますグラフを使って現行と改正後の比較を記載しておりますので、ごらんください。

1つ目の課税限度額の引き上げについては、グラフの上にあります点線で囲まれた部分になります。基礎課税額における課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるというものです。これにより、高所得者層により多くの負担を求めることとなりますが、中間所得層に配慮した保険税の設定がしやすくなるというものです。

2つ目の軽減判定所得の見直しについては、グラフの下の方にあります点線で囲まれた部分になります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げるというものです。これは、経済動向等を踏まえ、当該軽減を受けている世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けられるようにするというものです。

以上になります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） この改正によって関川村で有利になる人と不利になる人、どのぐらいの割合になりますか。

○議長（近 良平君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） こちらのほうで平成31年度はまだ算定、これからでございますけれども、平成31年度の算定したのに対してこの条件を当てはめて計算しましたところ、1つ目の上限額の引き上げに伴う影響がある世帯は全部で4世帯ございまして、約10万円、村のほうに入ってくる金額がふえるという形になります。

続いて、軽減判定所得の見直しによって影響してくる世帯につきましては2世帯ございまして、この2世帯につきましてはいずれも2割軽減の対象でございます。こちらのものにつきましては2

万円、逆に村に入ってくるものが少なくなるということで、トータルで8万円の増というところでございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第11、議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例は、平成29年の地方公務員法の改正により、特別職、非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化が求められており、現在規則で定められております介護保険運営協議会については条例による設置が必要であるため、改正するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

「第3章 介護保険運営協議会」をこの条例に追加するものでございます。介護保険運営協議会については、現在規則で規定されております。この協議会は、介護保険事業計画の策定に関すること及び運営に関することを所掌しております。協議会は20名以内で組織し、委員は被保険者である

者、保健・医療・福祉関係者、介護保険指定事業者、学識経験者である者のうちから村長が委嘱することになっております。

地方公務員法第3条第3項2号の特別職、非常勤職員に該当し、村の附属機関として、地方自治法第138条の4第3項により、条例に規定する必要がありますので、介護保険条例の一部を改正するものです。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この委員会、どういう仕事をするかわかりませんが、どういう人を対象に関川村で人選するか考えているかどうか、お聞かせください。

○議長（近 良平君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 現在も介護保険運営協議会というものはありまして、現在、委員は11名おります。先ほど申したとおり、被保険者、それから保健・医療・福祉関係者、介護保険指定事業者、あと学識経験者である者の中から村長が委嘱しております。委員長は今、五十嵐岳雪さんという方でございます。以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（近 良平君） 日程第12、議案第46号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号 令和元年度関川村一般会計補正予算は、職員の人事異動及び昇給昇格により職員給与費の調整を行うこと、また、追加事業に伴う経費の補正を行うものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、令和元年度関川村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,500万円を追加いたしまして、予算総額45億2,730万円とするというものでございます。

初めに、先ほど村長が申し上げたとおり、予算で職員給与の関係が出てまいります。

それで、23ページをごらんいただきたいと思います。

全体でマイナス3人というふうになってございまして、これはこの当初予算編成後に退職する方が2名出てきました。それから、一般会計から介護保険会計に1名異動になりましたので、合わせてマイナスの3ということになっております。金額にいたしましては、マイナスの1,856万8,000円ということでございます。この関係が各款項に出てまいりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、改めまして歳出からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款総務費7目地域振興費でございます。補助金といたしまして219万5,000円です。むらづくり総合推進事業費補助金ということでございまして、内訳を申し上げたいと思います。

3つございまして、1つが宝くじ助成の関係でございます。このたびは湯沢コミュニティということで130万円。内訳といたしましては、湯沢集落センターにエアコン2台、テレビ1台、会議用のテーブル15台、それからホワイトボード1つということです。それから、沢の集落センターに座敷用の椅子10脚といいたしましょうか、でございます。

それから2つ目が、久保の集落センターのトイレ改修ということで事業費100万円に対しまして2分の1の補助で50万円。

3つ目といたしまして、下関の第2集落センター屋根補修ということで80万円の事業費に対しまして40%の補助、32万円を計上してございます。下関の第2集落センターというのは、大蔵神社の境内の中にある敷地の中にあるものでございます。

それから、14ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費でございますが、一番下の7節賃金につきましては臨時職員の分でございまして、不足がありまして追加するものでございます。107万1,000円でございます。

それから、15ページ、お願いいたします。

3款民生費2目の老人福祉総務費でございます。老人保護措置費といたしまして、20節扶助費でございますが、377万3,000円。これは、胎内やすらぎの家に1名の入所がありまして補正するものでございます。28節の繰出金につきましては、介護保険への繰り出しでございます。人事異動等に伴う事務費が800万円、それから低所得者保険料軽減の繰り出しということで460万円でございます。

4目の心身障害者福祉費でございます。自立支援給付システム改修委託料として87万9,000円でございます。

それから、16ページ、お願いいたします。

2目の保育園管理費でございます。13節の委託料、広域入所委託料ということで36万7,000円。村上市の保育園に広域入所をする方がおりまして、その分でございます。それから、23節の国県支出金精算返還金でございますが、平成30年度の子ども・子育て支援交付金の精算でございます。国、県へそれぞれ23万8,000円を返還するものでございます。

17ページ、お願いいたします。

4款の衛生費でございますが、3目の予防費といたしまして、感染症予防費として予算計上させていただいております。これは、風疹の患者数が全国的に今ふえているということで、3年を掛けてまして段階的に措置をするというものでございます。印刷製本費、クーポン券の印刷でございますが18万9,000円、手数料10万8,000円、予防接種の委託料60万6,000円、検査委託料として117万8,000円の補正でございます。

19ページ、お願いいたします。

6款商工労働費でございます。3目の観光振興費、補助金といたしまして20万円。これは、かじかの棲む川再生協議会補助金ということでございまして、新たにつくる協議会への補助金でございます。この意味合いにつきましては、荒川、女川も含め全体的にアユ、カジカが今いなくなったと言われる中で、県管理の大石川で魚のすむ大石川を復活させようということを大きな目標に掲げまして協議会をつくるというものでございます。この協議会に当たりましては、村から20万円、それから県の村土地域振興局からも20万円をお願いいたしまして予算措置をしたいということでございます。中身につきましては、大石川の沿線の七ヶ谷地区の皆さんあるいは漁協の皆さんにも加わっていただきまして、とりあえずは最初は現状の調査あるいはワークショップをして、意見交換をして、みんなでその川を生き生きとした川につくっていくというような協議会を目指すところでございます。

それから、20ページ、7款の土木費2項の道路橋りょう費でございます。工事費といたしまして3,968万9,000円、これは消雪パイプの増工分でございます。国の社会資本整備総合交付金がございますが、これが当初見込んでいたよりも大分たくさん内示がありまして、その分で消雪パイプを増工するというものでございます。路線につきましては、20ページにございます蛇喰深沢線を初め、次のページにわたってございますが、一番下の霧出郷11号線を含めまして6カ所でございます。

歳出は以上でございます。

それから、歳入をお願いしたいと思います。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、11款の分担金及び負担金ということで民生費負担金87万1,000円です。胎内やすらぎの家に入所する関係の負担金でございます。

それから、13款国庫支出金でございます。民生費国庫負担金228万8,000円、これは介護保険料の軽減措置の関係で2分の1が国、この後、県からも4分の1という予算を計上しております。

それから、国庫の補助金といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金ということで161万6,000円でございます。

それから、9ページ目でございます。

2目の民生費国庫補助金76万8,000円、これは自立支援給付システム改修の委託料の関係でございます。

それから、その下、5目の土木費国庫補助金、先ほど出てまいりました消雪パイプの関係でございます。この交付金がふえました。1,901万3,000円でございます。それで、これは全体事業費の60%を充てるものでございまして、この残りの40%につきましては村で起債をして対応するということになります。

それから、10ページ目でございます。

17款繰入金、積立基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金、今回の財源調整の関係で減額でございます。260万円の減額。それから、むらづくり総合対策基金繰入金80万円、これはむらづくり総合推進事業費の補助金の財源に充てるというものでございます。

19款の諸収入につきましては、コミュニティ助成事業交付金、いわゆる宝くじ助成でございます。130万円。

それから、20款の村債につきましては消雪パイプの40%分に充てるものでございまして、1,980万円の補正をするというものでございます。

村債につきましては、7ページ目をござんいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正ということで公共事業等債、それから辺地対策事業債ということで変更をお願いするものでございます。公共事業等債で80万円をふやすと、それから辺地対策事業債で1,900

万円をふやすというものでございます。

補正の説明は以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 16ページ、お願いします。2目保育園管理費の13節委託料で課長から説明がありましたけれども、保育園広域入所委託料、これは村上市の保育園にということでしたけれども、この広域入所というものの制度についてお聞きします。例えば親の勤務が村上だから村上で入れられるとか、あるいは村の保育園に入り切れないから向こうに委託するとか、そのあたりをお願いいたします。

○議長（近 良平君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 保護者の都合によりまして入所したい保育園が村外であった場合に、広域入所ということで契約によりまして村外の保育園に入所させることができます。その場合は、入所した保育園、市町村から委託料ということで支払う必要があります。以上です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今のものに関連してですけれども、これは毎年やっぱり利用事例があるんでしょうか。例えばやむをえない場合とか、希望すればどなたでも対応なのか、その辺をお願いします。

○議長（近 良平君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 済みません。細かいところまではちょっと承知していませんでしたけれども、希望すれば広域入所ができると思っております。昨年も1人ありました。今年度は1人で、2カ月分の委託料となっております。2カ月分です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） そうすると、短期の利用が主なんですか。例えば年度単位とかそういうことではなくて、そういう月単位での利用がメインなんでしょうか。

○議長（近 良平君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 保護者の都合によりまして年間も可能ですし、月単位も可能であると思います。通年保育というものと、一時保育ということで親の都合で保育できない場合に保育園に預けるということもできますので、月単位でも何日から何日までという形でも可能と考えております。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第47号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第13、議案第47号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第47号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算案は、消費税率10%への引き上げに合わせ、低所得者の保険料の軽減強化を図ることとなったこと及び人事異動に伴う職員給与費の補正とその財源調整でございます。

詳細は健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,110万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

歳入、1款1項1目第一号被保険者保険料でございますが、低所得者の保険料軽減分でございます。所得の段階に応じまして、第1段階から第3段階までの保険対象者につきまして保険料の軽減を行う分460万円を減額するものでございます。

7款1項2目繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、事務費繰入金800万円、これにつきましては人事異動に伴います職員の増に伴う一般会計からの繰入金でございます。

6目低所得者保険料軽減繰入金、これにつきましては低所得者の保険料を軽減したものに付きま

して一般会計からの繰入金となります。この中には、先ほど一般会計の説明でもありましたが、国の負担2分の1、県負担4分の1、それから一般会計の負担分ということで、合計で460万円を追加するものでございます。

405ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1款1項1目につきましては、人件費、給与費の補正でございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第48号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第14、議案第48号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第48号 令和元年度関川村水道事業会計補正予算は、県道の改良事業改良工事に伴う配水管布設がえ工事のための補正をするものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、令和元年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1,103ページをお開きください。

歳入、資本的収入、補償料としまして、工事補償料といたしまして450万円、新潟県から補償料とさせていただくものでございます。

歳出のほうですが、資本的支出の建設改良費、水道建設費の委託料としまして、改良工事の布設がえの設計業務委託としまして150万円、工事請負費として300万円とするものでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） この場所とか内容。

○議長（近 良平君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 場所は、県道を、ずっと大石を過ぎて大石川橋がありますが、その大石川橋を渡った先、急カーブになっています。あそこのカーブを是正するといえますか、ちょっとカーブを緩やかにするために、その下に水道管が入っていますので、それを入れかえるというものでありまして、今年度と来年度、予定では2カ年でやる予定になっております。よろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、6月13日木曜日午後3時30分から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後1時40分 散 会